

# 陳情処理状況報告書

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
22	5.10.19	富山県職員の 労働時間につ いての陳情	(略)	<p>1. 富山県農林水産総合技術センターにて、富山県として認められていない10:00～10:30、15:00～15:30の1時間の休憩を毎日取得している。休憩内容としては、県職員が一つの部屋に集まりお茶やお菓子などを食し、ワイワイ・ガヤガヤと談笑しながら過ごす内容である。なお、お昼休憩として富山県職員の勤務時間に関する規定第2条にて12:00～13:00の取得が認められている。</p> <p>このように、慢性的に富山県が認められていない休憩を取る行為は、県民の目からは職務放棄としか映らない。</p> <p>年間1,860時間の労働時間中、240時間職務放棄した場合、年間労働時間の「1割を超える約13%」もの時間を職務放棄している状況を、長年富山県が放置しているのは異常事態だと考える。</p> <p>この実態を把握している富山県が、長年にわたり休憩時間という名のもとに与えたティータイムの理由説明を行い、今まで与えた年間240時間にも及ぶ職務放棄とも取れるティータイム分の給与支払いを、どのように精算するのか説明していただきたい。</p> <p>なお、体調管理は個々に異なるため、水分補給やトイレ休憩などは自己管理にて自由に取りものであり職員が一斉に休憩を取る必要は全く無く、まして談笑を行う必要もないと考えている。もし、体調管理のために、毎日決まった時間に県職員が一つの部屋に集まり、お茶やお菓子を食べながら談笑しなければ体調管理が出来ないのであれば、理由を説明していただきたい。</p>

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
20	5.10.10	交通取締りに ついての陳情	(略)	<p>1. 富山県下において交通取締りを行うのは、市民の安全を守ることを目的として必要な事業であると考えます。令和5年9月29日に富山テレビでも交通取締りに関する必要性や、効果的場所の選定について報道されました。</p> <p>報道された富山市千俵町での取締場所は、民間が所有する土地を、交通取締りを行うことを説明し、許可を得たうえで使用されている。県民から、土地所有者企業・個人と利害関係のある関係者に対し、交通取締りを含む、刑事事件の取締及び捜査に手心が加えられると思われることでもあると思います。</p> <p>ここで、場所提供をして頂いた土地所有者、企業及び利害関係者であっても、違法行為があれば、一切の手心を加えず、法令に従い厳正な捜査及び処分を行っていただくことを、県民に向け明言していただきたい。また、交通取締りに協力していただいた土地所有者の企業・個人に対しては、協力に敬意を表するため表彰するなど考えていただきたい。</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○県土整備農林水産委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
21	5.10.10	受益者負担事業についての陳情	(略)	<p>1. 農林水産部農林水産企画課（以下、企画課という）へ、販売している原種価格の設定について質問したところ、「販売単価については、販売先と協議のうえ、設定しています。」と回答がなされた。</p> <p>原種販売事業は「受益者負担の原則」にしたがい、利益を出すための事業ではなく、コストを受益者（購入者）に一部負担してもらうものである。負担額を決定するにあたり、①市民への負担額、負担率が説明できること。②市場を破壊しない価格であること。③負担公平の原則などなど、市民への説明ができることが要となる事業であると考えます。</p> <p>しかし、企画課は「販売単価については、販売先と協議のうえ、設定しています。」と、二者間だけで決め、県民への説明は一切行わない行為は、身勝手であり、適正な公金の使用方法からかけ離れた行為である。また、二者間だけで決定し、県民への説明は一切行わないことから、癒着があるのではと疑ってしまう状況である。</p> <p>以上のことから、公金を使用した事業に関わらず、県民へ一切説明しない理由を説明していただきたい。</p> <p>また、二者間だけで決定し県民へ一切説明しないことから癒着を疑われることを払拭するため、協議した販売先への農林水産部からの再就職は、過去一切無いことを明言していただきたい。</p>

- . - . -      陳                      情      - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
23	5.11.28	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	(略)	<p>陳情の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じている。</li> <li>2. 生活保護予備群を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題がある。</li> <li>3. 72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握していない。</li> <li>4. 厚生労働大臣が国会で答弁した今、調査および改善の要望を地方から挙げて頂きたい。</li> </ol> <p>陳情の理由</p> <p>昭和の時代からの制度と国際法の狭間で、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法主旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。国の制度の問題であり地方行政では対応ができません。大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があるため、調査および改善を求める意見書の採択を陳情する。</p>